

資料 1

次期習志野市 子ども・子育て支援事業計画の 策定について

平成30年11月19日開催

平成30年度第2回子ども・子育て会議資料

習志野市こども部こども政策課



現行の 子ども・子育て支援事業計画 について

子ども・子育て支援事業計画

現行計画の位置付け①

習志野市文教住宅都市憲章

習志野市基本構想・基本計画

現行の習志野市子ども・子育て支援事業計画

①市町村
子ども・子育て
支援事業計画

②次世代育成支援対策
行動計画

子ども・子育て支援事業計画

現行計画の位置付け②

①市町村子ども・子育て支援事業計画

根拠法令：子ども・子育て支援法

該当箇所：現行計画の第5章（P. 73～）

●教育・保育

幼稚園・保育所・こども園・小規模保育事業所等の整備

●地域子ども・子育て支援事業（全11事業）

放課後児童会やこどもセンター等の整備

**子育て支援に関するニーズ調査結果に基づき、
整備計画を策定**

子ども・子育て支援事業計画

現行計画の位置付け③

②次世代育成支援対策行動計画

根拠法令：次世代育成支援対策推進法

該当箇所：現行計画の第4章（P. 53～）

- 市では109の事業を位置づけている。
- 母子保健計画や放課後子ども総合プランに基づく計画についても包含

②次世代育成支援対策行動計画

放課後子ども
総合プランに基づく
計画

母子保健計画

次期 子ども・子育て支援事業計画 について

子ども・子育て支援事業計画

次期計画策定について①

子ども・子育て支援事業計画の計画期間

2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
現行の習志野市子ども・子育て支援事業計画									
					次期習志野市子ども・子育て支援事業計画				

現行の計画が2019年度が最終年度のため、
 2020年度～2024年度を計画の期間とする
 次期子ども・子育て支援事業計画を策定する。
 ※計画期間は5年に1期とする（子ども・子育て支援法第61条）

子ども・子育て支援事業計画

次期計画策定について②

新たに計画に位置付ける施策

子どもの生活に関する実態調査（平成29年度実施）の結果を踏まえ、
子どもの貧困対策を含む、子どもの支援施策の検討

次期習志野市子ども・子育て支援事業計画

市町村子ども・子育て
支援事業計画

次世代育成支援対策
行動計画

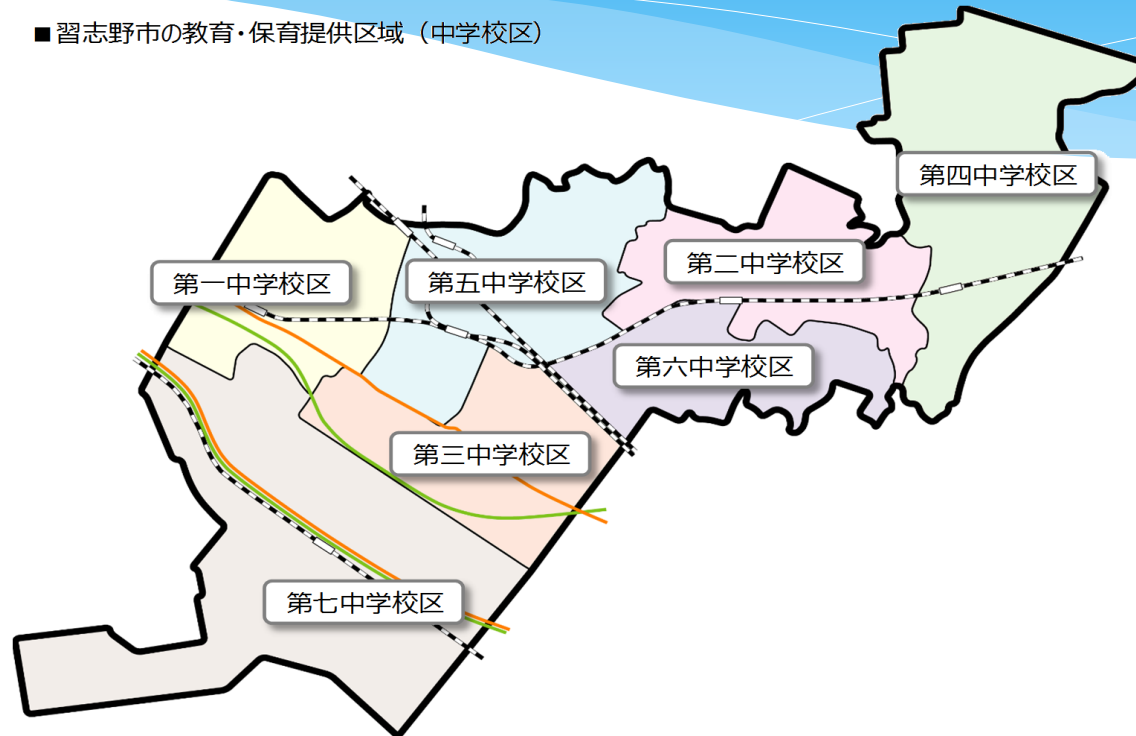
子ども・子育て支援を総合推進

子どもの生活に関する支援施策
(子どもの貧困対策を含む)

提供区域について

教育・保育提供区域の考え方

■ 習志野市の教育・保育提供区域（中学校区）



「7中学校区」を教育・保育提供区域とし、
広域的な提供体制が必要な事業は、市全域を1つの提供区域としている。

量の見込みを定めるべき事業と 提供区域

区分	事業の名称	提供区域数
教育・ 保育	教育（1号認定）	7区域 （中学校区）
	保育（2号・3号認定）	
地域子ども ・子育て支援事業	時間外保育（延長保育）事業	7区域 （中学校区）
	放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	
	地域子育て支援拠点事業（こどもセンター、きらっ子ルーム）	
	一時預かり事業（幼稚園在宅児による利用分：1号認定・2号認定）	
	一時預かり事業（幼稚園在宅児以外の利用分） （ファミリー・サポート・センター事業を含む）	
	利用者支援事業（子育て支援コンシェルジュ）	1区域 （市全域）
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	
	乳児家庭全戸訪問事業	
	養育支援訪問事業	
	病児保育事業	
	ファミリー・サポート・センター事業（就学児童対象）	
	妊婦健康診査事業	

子育て支援に関する ニーズ調査について

子育て支援に関するニーズ調査 策定スケジュール

2018年～2019年		11月	12月	1月	2月	3月	4月～
ニーズ調査	関連資料・データ収集						
	ニーズ調査	調査票作成			調査実施		集計まとめ
	調査結果報告書						作成
子ども・子育て会議		調査内容検討			調査内容確定	進捗状況確認	調査結果報告

調査項目の設定

前回調査 の精査

- 前回実施した調査項目をベースに、表現の修正及び削除項目の検討

新規項目 の追加

- 2019年10月実施予定の「幼児教育・保育の無償化」や1年超の育児休業希望等による、需要の変動を考慮できる項目の検討